

営業者（個人）の地位承継について

営業者（個人）が死亡した場合、次の2つの手続きで営業を継続することができます。それぞれの手続きに必要な書類、条件等をご確認ください。

手続き方法1：地位承継の手続きをする場合

番号	必要書類	概要・注意点
1	地位承継届	新制度の許可・届出営業か、旧制度の許可営業かで様式が異なりますのでご注意ください。
2	営業許可書（原本）	必ず 原本 をお持ちください。 届出営業の場合は不要 です。
3	戸籍謄本※ 又は 法定相続情報一覧図の写し	戸籍謄本、法定相続情報一覧図は 被相続人の死亡及び相続人全員が確認できるもの をお持ちください。
4	営業者の地位の承継についての同意書	承継者以外の 相続人全員分 の同意書をお持ちください。

※ 必要となる戸籍謄本は以下のようなケースが想定されます。
あくまでも一例ですので、事前にご相談ください。

ケース①：被相続人（死亡した営業者、以下同じ）に子がいる場合

別紙図中の「**結婚後の戸籍**」謄本を添付してください。
また、結婚などで子が除籍されている場合は、別紙図中の「**子の戸籍**」謄本も添付してください。
あわせて、承継者以外の相続人の同意書を添付してください。

ケース②：被相続人に配偶者がいて、子がない場合

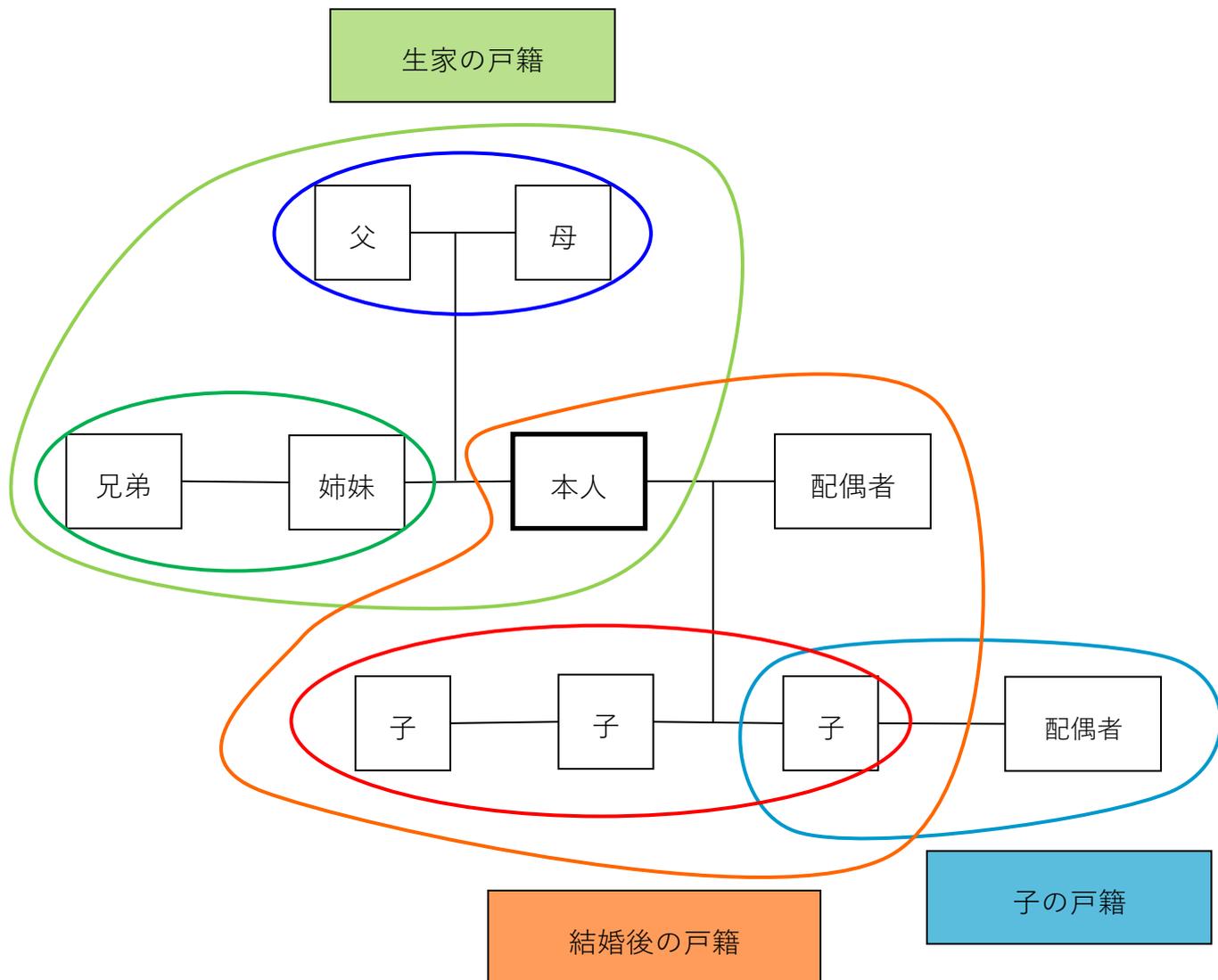
「**結婚後の戸籍**」謄本に加えて別紙図中の「**生家の戸籍**」謄本も添付して下さい。
また、承継者以外の相続人の同意書を添付してください。

手続き方法2：新規で許可申請・届出をする場合

手続き方法1の場合、承継者以外の相続人全員の同意書（書類番号4）が必要です。同意書の用意が難しい場合は、新たに営業許可申請又は営業届出をしない方法もあります。

営業許可申請又は営業届出を行う場合は、必要書類が上記と異なります。また、営業許可申請の場合は手数料が必要となります。

手続きの詳細については渋谷区のホームページをご覧ください。保健所までお問い合わせください。



相続順位について

第一位：子

被相続人（以下、本人とする）と配偶者との子供が相続順位第一位となる

第二位：親

本人の両親が相続順位第二位となる
本人の子がない場合に対象となる

第三位：兄弟姉妹

本人の兄弟、姉妹が相続順位第三位となる
本人の子、親がない場合に対象となる

※ 配偶者は存在する第一位から第三位までの相続者と同順位となる。
第一位から第三位までの相続者がいなければ単独で相続する。